

多文化共生推進プラン策定にあたって

1 計画の趣旨

国は、都道府県と市区町村に対し、地域の実情を踏まえた多文化共生の推進に係る指針・計画の策定を促すため、2006（平成18）年3月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定しました。

その後、外国人市民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動きなど、多文化共生施策を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。こうした中、国は社会情勢の変化を踏まえ、2020（令和2）年9月に「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、外国人の受入れと共生社会づくりに政府全体で取り組むとしています。福岡県においても、2017（平成29）年3月に策定した「福岡県総合計画」の中で、外国人が暮しやすい地域づくりを目指しています。

小郡市は市内に日本語学校が2校あり、県内の他市町村と比べて人口に対する外国人市民の割合が多く、特に留学生が多いという特徴があります。

2021（令和3）年8月1日時点で、市内に在住する外国人市民は909人、そのうち在留資格が「留学」366人（40.3%）、「技能実習（1号、2号、3号）」174人（19.1%）と、留学生と技能実習生が外国人市民の約6割を占めています。そのため、在留期間が短い場合が多く、文化や生活習慣の違いで慣れない暮らしをしている外国人市民への対応として、交流や生活環境の整備を進め、小郡市で快適な生活を送ることができるよう支援が必要です。日本人市民に対しては、同じ地域に住むさまざまな文化をもつ人とともに、豊かな生活を送ることができるよう、多文化理解の機会を充実させることが求められています。

以上のことを踏まえ、地域で日本人と外国人がお互いの文化を尊重しながら、ともに安心して生活ができるよう「小郡市多文化共生推進プラン」を策定しました。

※多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

「多文化共生の推進に関する研究会報告書」総務省

2 けいかく きかん 計画の期間

このプランの期間は、2021（令和3）年度（2021（令和3）年12月）から2031（令和13）年度までの10年間とします。

毎年度、プランの進捗管理を行い、社会情勢などの変化を踏まえながら、必要に応じて見直しを行います。